

調布市建設工事における技術者等配置基準

(目的)

第1条 この基準は、調布市（以下「市」という。）が発注する建設工事における現場代理人、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）、その他建設工事の施工上必要な技術者（以下「技術者等」という。）について、建設業法（昭和24年法律第100号）その他関係法令等に基づきその配置基準を定め、建設工事における施工体制の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の定義については、建設業法その他関係法令等、別に定めのあるものに準じることとする。

(現場代理人)

第3条 建設工事を市から直接請け負った者（以下「受注者」という。）は、現場代理人を当該建設工事の現場に常駐で配置しなければならない。ただし、「調布市工事請負契約における現場代理人常駐義務の緩和措置に関する基準」により、現場代理人の兼任が認められた場合は、この限りでない。

2 受注者は、現場代理人及び主任技術者等（以下「主任技術者等」という。）の配置について市が指定する様式により届け出なければならない。

3 現場代理人は、同一の工事において主任技術者等を兼務することができる。

4 現場代理人の配置期間は、契約締結日から完了検査日までとする。ただし、次の各号に掲げる期間であって、市と受注者との間で設計図書又は打合せ記録等の書面により明確になっている場合等は、現場代理人の常駐を要しないものとする。

(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの間）

(2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(4) 余裕期間活用工事において、市が認めた期間

5 下請契約を伴う工事において、下請負者の現場代理人等の配置期間は、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、下請工事が実際に施工されている期間とする。

6 受注者は、前各項に規定する基準により配置済みの現場代理人を変更する場合には、あらかじめ工事主管課と協議を行うものとし、変更が認められた場合、速やかに現場代理人の変更について総務部契約課（以下、「契約課」という。）が指定する資料を添付して届け出なければならない。

（現場代理人の配置の特例）

第4条 現場代理人は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすときは、2件までの工事の現場代理人を兼任することができる。この場合において、当該現場代理人は、第5条の規定により配置すべき主任技術者等も兼ねることができる。

(1) 常時、連絡を取れる体制にあり、かつ、適切な運営及び取締りが行われ、契約の履行に支障がないと認められる場合

(2) 兼任させようとする現場代理人が、調布市以外の発注機関等が発注する工事（公共工事以外の工事も含む。）の現場代理人でないこと。

2 受注者は、前項の規定により現場代理人を兼任する場合は、現場代理人兼任届を契約課へ提出し、承認を受けなければならない。

3 前2項に掲げるもののほか、現場代理人の常駐義務の緩和措置に関する必要な事項等は、別に定める。

（主任技術者等）

第5条 受注者は、請け負った建設工事を施工するときは、建設工事施工の技術上の管理をつかさどる者を建設業法の規定に従って当該工事の現場に適切に配置しなければならない。

2 主任技術者等の配置期間は、第3条第4項に定める期間と同様とする。

3 主任技術者等は、同一の工事において現場代理人及び専門技術者を兼任することができる。

4 主任技術者等は、専任を要さない2件の工事について、双方の工事の主任技術者等（当該他の工事において専任配置されている者を除く。）及び専門技術者を兼任することができる。

（近接工事等における専任を要する主任技術者等の配置の特例）

第6条 次の各号に掲げる場合における専任を要する主任技術者等の配置については、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 同一あるいは別々の発注者が発注する密接な関連のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任を要する主任技術者を配置することができる。ただし、専任を要する監理技術者には適用しないものとするが、特例監理技術者を配置する場合には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置くことで適用できる。
- (2) 同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る建設工事であって、かつ、それぞれの建設工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の建設工事を一つの建設工事とみなして、同一の主任技術者等を配置することができる。

（主任技術者等の施工途中における変更）

第7条 受注者は、配置済みの主任技術者等の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合のほか、次の各号に掲げる事項に該当する場合に限り、施工途中において当該主任技術者等を変更することができる。

- (1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- (2) 橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- (3) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- (4) 上記のほか書面等により市と受注者との間で変更について合意がされた場合

2 受注者は、前項各号に掲げる事由により主任技術者等を変更しようとするときは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 主任技術者等の交代の時期は、市と受注者との協議により、工程上一定の区切りと認められる時点とする。
- (2) 交代前後における主任技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められること。
- (3) 協議においては、市からの求めに応じて、受注者が工事現場に配置する主任技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を市に説明すること。

3 受注者は、前2項の基準により配置済みの主任技術者等を変更する場合には、あらかじめ市と協議を行うものとし、変更が認められた場合、速やかに市が指定する様式等により当該変更の内容について市に通知しなければならない。

(経營業務の管理責任者の取扱い)

第8条 経營業務の管理責任者は、次の各号に掲げる事項に該当し、管理責任者の業務に支障のない場合は、専任を要さない工事の主任技術者等を1件まで兼任することができる。

- (1) 経營業務の管理責任者と主任技術者等を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
- (2) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (3) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

2 前項の規定により主任技術者等として工事に配置する場合は、現場代理人を別に配置しなければならない。

(営業所の専任技術者の取扱いの特例)

第9条 営業所の専任技術者は、次の各号に掲げる要件を満たすときは、専任を要しない工事の主任技術者等を1件まで兼ねることができる。

- (1) 当該営業所で契約締結した工事であること。

(2) 工事現場が調布市内にあり、かつ、工事現場と営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあり、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事し得ること。

2 前項の規定により主任技術者等として工事に配置する場合は、現場代理人を別に配置しなければならない。

(請負者の配置の取扱い)

第10条 請負者自らが技術者として現場に配置する場合、専任を要しない工事では2件まで、専任を要する工事では1件までを配置できる上限とする。

2 前項に規定する請負者が、第8条に規定する経營業務の管理責任者又は第9条に規定する営業所の専任技術者の場合は、当該条項の規定を優先する。

(直接的かつ恒常的な雇用関係の証明書類等)

第11条 現場代理人及び主任技術者等については、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係がなければならない。

2 前項に規定する直接的かつ恒常的な雇用関係とは、現場代理人及び主任技術者等が、入札の基準となる日（一般競争入札においては告示日、指名競争に付す場合であっては入札の開札日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に3か月以上の受注者との雇用関係があることをいう。

3 受注者は、現場代理人及び主任技術者等と受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係の確認を受けるため、次の各号に掲げる資料のいずれかの写しを提出しなければならない。

(1) 健康保険被保険者証

(2) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

(3) 源泉徴収票

(4) 住民税特別徴収税額（変更）通知書

(5) 監理技術者資格者証（表・裏）

(6) 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書

(7) 上記で確認することができない正当な理由がある場合は、その理由を記載した申立書

(専門技術者)

第12条 受注者は、請け負った建設工事の施工上必要と認められるときは、建設業法第26条の2の規定に基づき専門技術者を当該建設工事の現場に適切に配置しなければならない。

2 受注者は、専門技術者の配置について、施工体制台帳等により市に通知しなければならない。

(兼任の解除)

第13条 兼任する建設工事等に関して、虚偽の申請又は施工内容の不備を認められた場合、市は技術者等の兼任を解除することができる。

2 前項の規定により技術者等の兼任が解除された工事において、速やかに適格な資格等を有する技術者等を適切に配置し、市が指定する様式等により工事主管課及び契約課に届け出なければならない。

(違反の対応)

第14条 受注者がこの基準に違反し、明らかに法令等に抵触する行為をしたと認められる場合には、監督行政庁等への通報等を行うものとする。

(雑則)

第15条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この基準は、令和5年4月1日から施行し、施行日以降に締結する工事請負契約について適用する。